

○暴走族に対する個別指導・補導要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 9 7 号 〕

暴走族に対する個別指導・補導要領

第 1 目的

暴走族として把握した者については、暴走行為に至る前の生活拠点における事前の個別指導・補導が効果的であるため、暴走族の大半を占める少年の非行程度に応じて生活安全、交通、地域、捜査部門から最も適任と認められる担当者を個々に指定し、各部門が連携して継続的に個別指導・補導を行うことにより、暴走族からの離脱、暴走族グループの解体等暴走族行為の風圧と暴走族の根絶を図ることを目的とする。

第 2 対象暴走族

この要領において対象とする暴走族は、暴走族個人カードが作成されている者で、次の表に定めるものとする。

区分		格付	
グループ加入者	リーダー	A	グループの幹部で現在活動している者
	その他幹部	B	現在活動はしていないが影響力のある幹部又は元幹部である者
	その他構成員	C	グループに加入している者（A 又は B に該当する者を除く。）
未加入者		D	グループに加入していないが暴走行為を行っている者又は暴走集団等に参加している者

第 3 推進責任者等の指定

警察署長（以下「署長」という。）は、適切な個別指導・補導を推進するため、生活安全担当課長を推進責任者に、生活安全係長及び交通係長を補助者に指定する。

第 4 個別指導・補導体制

1 暴走族に対する個別指導・補導体制は、マンツーマン方式を原則とするが、対象が

多人数の場合には一人の警察官が数人の暴走族を担当することは差し支えないこととする。

- 2 署長は、所属の生活安全、交通、地域、捜査部門の職員の中から、第2の表の格付けA又はBの者に対する個別指導・補導を行うための適任者を選任し、担当者に指定する。なお、格付けC又はDの者であっても、非行深度等を勘案し、必要に応じて生活安全、交通、地域、捜査部門の職員を担当者に指定する。

第5 個別指導・補導基準

担当者の暴走族に対する個別指導・補導は、月1回以上行うこと。

第6 個別指導・補導事項

担当者は、次の事項を重点として、個別指導・補導をすること。

- (1) 対象者を暴走族から離脱させること。
- (2) 暴走行為をさせないこと。
- (3) 対象者をグループに近寄せないこと。
- (4) 所有又は使用している不法改造車両を整備させること。
- (5) 無職者の場合は、就業・就学を促すこと。

第7 実施上の留意事項

担当者は、個別指導・補導する場合、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 対象者の特性や心理を理解し、親身になって粘り強く説得すること。
- (2) 対象者が少年である場合の「呼出し」及び「取調べ」については、山梨県少年警察の活動に関する訓令(令和14年山梨県警察本部訓令第17号)第39条の3及び第39条の4を遵守すること。
- (3) 私生活に不当に干渉したり、秘密を漏らすことのないようにすること。特に、対象が少年の場合は、秘密保持に留意すること。

第8 協力者の確保

担当者は、対象者の近隣住民、対象者の更生に最も影響力を有する者等を協力者として確保できるように努めること。

第9 関係機関・団体等との連絡協調

個別指導・補導を推進するに当たっては、学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会及び地域の少年、交通及び防犯関係ボランティアとの連絡協調に配慮すること。

第10 報告等

- 1 担当者は、対象者に対する個別指導・補導を実施した場合は、その結果を個別指導・補導状況（第1号様式）に記載し、署長に報告すること。
- 2 個別指導・補導の活動状況については、暴走族個別指導・補導活動状況（第2号様式）により、月報として翌月の5日までに、生活安全部人身安全・少年課長に報告すること。
- 3 交通指導取締り等を通じて新たに暴走族構成員を把握した場合及び認定を解除する場合は、山梨県警察暴走族総合対策推進要領の制定について（令和6年3月15日付け、例規甲（交指交捜）第183号により措置すること。

様式略